

(別紙1)

平成31年度西都市ふるさと納税PR業務委託仕様書

1 委託業務名

平成31年度西都市ふるさと納税PR業務

2 業務の目的

本業務は本市のふるさと納税に関する業務のうち、返礼品の写真撮影・加工業務、各ポータルサイト等での情報発信業務等を委託し、本市ふるさと納税の推進を図ることを目的とする。

3 委託業務の履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4 契約限度額

17,170千円(消費税及び地方消費税を含む。)以下とする。

※平成31年4月～9月の消費税率を8%、平成31年10月～平成32年3月の消費税率を10%と想定してください。

5 委託料の支払

委託料は以下の期日に概算払いにより支払うものとするが、期日については、発注者と受注者が協議し、契約後に変更する場合がある。

第1回支払：5月末日 8,500千円上限

第2回支払：11月末日 8,670千円上限

6 委託業務の内容

委託業務は、概ね以下の業務とする。

なお、この委託業務は、ふるさと納税PRに必要と思われる事項を明記しており、本業務に係るプロポーザルを実施する事により決定した契約候補者の企画提案により調整する場合がある。

- (1) 本市の契約しているポータルサイト(平成30年12月末現在4カ所(楽天、ANA、ふるさとチョイス、ふるなび)であるが、契約期間内においてポータルサイト数が増減する可能性がある)において返礼品情報等の更新を行うこと(情報更新に係る返戻商品等の写真撮影・事業者取材を含む)。

※平成30年12月末現在各ポータルサイトごとに258アイテムを登録。各商品3～5カット掲載。契約期間中商品の入れ替え、パッケージの変更、新商品の追加等

に伴う情報更新・写真撮影作業が発生する（全商品の入れ替えも想定される）。

また、商品情報掲載にあたり返礼品提供事業者への取材を行う必要がある。

- (2) 返礼品提供事業者の開拓を行い、返礼品の開発・拡充に関する業務を行うこと。
- (3) 本市の魅力発信や寄付金増加につながるプロモーションに関する業務を行うこと。
- (4) 定期的にインターネットを活用して本市のふるさと納税の広告を行うこと。自社で運営するポータルサイト等がある場合、本市の返礼品等の情報も掲載するとともに付随して必要となる関連業務を行うこと。
- (5) 発注者が必要と認める内容について日報の作成及び提出を行うこと。
- (6) その他本業務に関連する業務を行うこと。

7 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし書面により本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 報告及び検査

本市は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

9 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

10 個人情報の保護体制

西都市個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘匿とし、第三者に開示しないこと。

11 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者、又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

12 その他の事項

- (1) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受注者の責任において補填し作業するものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたときや、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は、本仕様書の詳細な事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこ

と。

(3) その他仕様書に定めのない事項については、適宜発注者と協議すること。